

船橋市国民健康保険における保険医療機関等の一部負担金の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第42条第2項の規定による一部負担金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(保険医療機関等の善管注意義務)

第2条 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が、法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意（以下「善管注意義務」という。）をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことを証明しなければならない。この場合において、善管注意義務とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務が尽くされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的なケースに即して行われるものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、善管注意義務を尽くしたものとは認められない。

- (1) 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げたのみであること。
 - (2) 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促したのみであること。
 - (3) 再診の際に、催促をしなかったこと。
- 2 被保険者が入院療養を受けていたときは、保険医療機関等において、次の各号に掲げる対応が行われていなければ善管注意義務を尽くしたものとは認められない。
- (1) 被保険者又は被保険者の家族、身元保証人、代理人等1名以上（以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
 - (2) 療養終了後から3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による催告状等を送付し、その記録を残していること。
 - (3) 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回、支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。ただし、保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。

(回収協力の要請)

第3条 保険医療機関等は、善管注意義務をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部（以下「未払一部負担金」という。）につき、未払一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3箇月を経過した後、あらかじめ催促の協力を要請することができる。ただし、当該未払一部負担金に係る診療内容及び金額について争いがないものに限る。

(処分対象条件の確認)

第4条 保険医療機関等は、前条の規定により催促の協力を要請した未払一部負担金が60万円を超える額の場合は、一部負担金処分対象条件確認依頼書（第1号様式）を市長に提出し、当該被保険者について次の各号のいずれにも該当するか否かの確認を依頼することができる。

- (1) 処分の対象となる未払一部負担金の額が60万円を超えること。
- (2) 被保険者の属する世帯が国民健康保険料の滞納処分を実施する状態にあること。
- (3) 被保険者の属する世帯の滞納国民健康保険料、延滞金及び未払一部負担金に相当する額について、法第79条の2及び地方自治法（昭和22年法律第67号。）第231条の3第3項の規定に基づいた滞納処分を行ってもなお、事業や生活を営むための財産の残余が十分にあると認められる状態にあること。

2 市長は、前項の規定により一部負担金処分対象条件確認依頼書が提出されたときは、当該被保険者について、同項各号のいずれにも該当するか否かを当該保険医療機関等に通知する。

(処分の請求)

第5条 保険医療機関等は、前条第1項の規定により当該被保険者について確認を依頼した結果、同項各号のいずれにも該当しているにもかかわらず、未払一部負担金の支払義務が発生した日から起算して6箇月が経過してもなお、未払一部負担金が支払われない場合は、一部負担金処分請求書（第2号様式）に第2条に掲げる記録や未払一部負担金額、内訳がわかる書類を添えて、市長に対し未払一部負担金の処分を請求することができる。

2 保険医療機関等は、前項の規定により請求をした後、被保険者等からの支払により未払一部負担金に減額が生じた場合は、直ちに一部負担金額変更報告書（第3号様式）を市長に提出し、報告しなければならない。また、当該請求を取り下げる場合は、直ちに

一部負担金処分請求取下依頼書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（保険者の処分）

第6条 市長は、前条第1項の規定により一部負担金処分請求書等が提出されたときは、保険医療機関等が善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていることのほか、当該被保険者について第4条第1項各号のいずれにも該当することを確認した上で、処分を行う。

- 2 市長は、処分の実施にあたっては、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、法第42条第2項の規定による一部負担金の処分請求を受理したことと通知するとともに、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促処分を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定に基づいた国民健康保険料の処分事務の例に倣い滞納処分を行った上で、保険医療機関等に対して当該滞納処分に係る徴収金のうちから未払一部負担金に相当する額を交付する。ただし、徴収金から滞納国民健康保険料及び延滞金を差し引いた額が未払一部負担金に相当する額に満たない場合、その差し引いた額の範囲で保険医療機関等に交付するものとする。
- 3 市長が前項の規定による処分を実施する期間は、一部負担金処分請求書を受理してから6箇月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。
- 4 市長は、前条第1項の規定による請求のあった未払一部負担金の全部を徴収したとき、又は前項に規定する期間内に未払一部負担金の全部又は一部を徴収できなかつたときは、保険医療機関等に報告し、業務を終了する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

第1号様式

年 月 日

一部負担金処分対象条件確認依頼書

船橋市長 あて

保険医療機関等住所

保険医療機関等名

電話番号

開設者氏名

印

船橋市国民健康保険被保険者に係る下記の未払一部負担金について、「船橋市国民健康保険における保険医療機関等の一部負担金の取扱要領」第4条第1項各号のいずれにも該当するものか否かの確認を依頼します。

記

被 保 險 者 等 の 記 錄			
記号・番号			
世帯主	住 所		
	氏 名		
療養の給付を受けた者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	世帯主との続柄
未払 一部負担 金額	年 月 診療分		
	合 計		

第2号様式

年 月 日

一部負担金処分請求書

船橋市長 あて

保険医療機関等住所

保険医療機関等名

電話番号

開設者氏名

印

船橋市国民健康保険被保険者に係る下記の未払一部負担金について、別紙の電話
催促・訪問・面談等対応記録を添えて、処分を請求します。

記

被保険者等の記録			
世帯主	記号・番号		
	住 所		
療養の給付を受けた者	氏 名		
	氏 名	世帯主との続柄	
未払一部負担金額	生年月日	年 月 日	
	年 月 診療分		
	合 計		

第3号様式

年　月　日

一部負担金額変更報告書

船橋市長　　あて

保険医療機関等住所

保険医療機関等名

電話番号

開設者氏名

印

年　月　日付処分請求していた船橋市国民健康保険被保険者に係る
未払一部負担金について、下記のとおり未払一部負担金額が変更されたことを報告
します。

記

被　保　險　者　等　の　記　録					
記号・番号					
世帯主	住　所				
	氏　名				
療養の給付 を受けた者	氏　名			世帯主との続柄	
	生年月日	年　　月　　日			
変更前 未払 一部負担 金額	年　月診療分		変更後 未払 一部負担 金額	年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	年　月診療分			年　月診療分	
	合　計			合　計	

第4号様式

年　月　日

一部負担金処分請求取下依頼書

船橋市長　　あて

保険医療機関等住所

保険医療機関等名

電話番号

開設者氏名

印

年　月　日付処分請求していた船橋市国民健康被保険者に係る下記の未払一部負担金の処分請求について、取り下げを依頼します。

記

被保険者等の記録			
世帯主	記号・番号		
	住 所		
療養の給付を受けた者	氏 名		
	生年月日	年　月　日	世帯主との続柄
未払一部負担金額	年　月	診療分	
	合 計		